生活保護法による保護の基準表（令和８年１０月～）

（単位：円）

	年齢	基準額
第一類	0～2	43,240
	3～5	43,240
	6～11	45,060
	12～17	47,790
	18～19	45,520
	20～40	45,520
	41～59	45,520
	60～64	45,520
	65～69	45,060
	70～74	45,060
	75～	38,690

特例加算※１	
居宅	2,500
救護施設	2,500
障害者支援施設等	1,000
入院	1,000
介護施設	1,000

※１　各基準生活費の算出にあたって世帯人員１人につき加える額（月額）

	人員	基準額	冬季加算 10～4月	冬季加算 特別基準
第二類	１人	27,790	12,780	16,620
	２人	38,060	18,140	23,590
	３人	44,730	20,620	26,810
	４人	48,900	22,270	28,960
	５人	49,180	22,890	29,760
	６人	55,650	24,330	31,630
	７人	58,920	25,360	32,970
	８人	61,910	26,180	34,040
	９人	64,670	27,010	35,120
	10人	67,430	27,840	36,200

	人員	率
逓減率	１人	1.0000
	２人	0.8700
	３人	0.7500
	４人	0.6600
	５人	0.5900
	６人	0.5800
	７人	0.5500
	８人	0.5200
	９人	0.5000
	10人	0.5000

期末一時扶助	
人員	金額
１人	13,850
２人	22,560
３人	23,270
４人	26,170
５人	27,270
６人	31,010
７人	32,950
８人	34,880
９人	36,550
10人	38,210

令和5年10月より、それまでの基準額①と基準額②から算定した額の高い方の額を採用する方式を改め、単一の基準額表から算定する方式となる。

生活扶助費
＝（第一類×逓減率）＋第二類＋特例加算＋経過的加算（本体）

各種加算		
妊婦	6か月未満	9,350
	6か月以上	14,120
産婦		8,690
障害者※２	身障1・2級	在　27,460
		入　22,850
	身障3級	在　18,300
		入　15,230
重度障害者		16,560
家族介護		13,890
他人介護	実施機関	75,820 以内
	市長承認	113,740 以内
	大臣基準	151,000 以内
介護施設入所者		10,120 以内
在宅患者		13,590
放射線障害者	(1)	49,120
	(2)	24,560
児童養育※３		10,190
介護保険料		介護保険料の実費
母子※２	基準（１人）	在　18,800
		入　19,820
	第２子加算	在　4,800
		入　1,600
	第３子以降	在　2,900
		入　790

入院患者日用品費	
基準	23,670 以内
冬季加算11～3月	3,690

介護施設入所者基本生活費	
基準	10,120 以内
冬季加算11～3月	3,690

入所保護基準	
救護施設	更生施設
65,680	69,580
冬季加算10～4月	5,900
期末一時扶助	5,200

※２　「在」は在宅者、「入」は入院患者又は施設入所者

※３　高等学校等の就学の有無に関わらず、18歳に達する日以後の最初の３月31日までにある者が対象

一時扶助		
配電、給・排水設備費		136,000 以内
	特別基準	204,000 以内
家具什器費		36,700 以内
	特別基準	58,400 以内
	（暖房器具）	31,000 以内
	暖房特別基準	78,000 以内
	（冷房器具）	78,000 以内
家財保管料	特別基準	14,000 以内
家財処分料	特別基準	最小限度の額
妊娠定期検診料	特別基準	必要な額
入学準備金	小学校	91,600 以内
	中学校	101,000 以内
被服費 寝具	新規	22,500 以内
	再生	15,300 以内
被服費	退院時等平常着、学童服	15,800 以内
被服費	出産準備被服	58,400 以内
被服費	入院時寝巻	4,900 以内
被服費	紙おむつ等（常時失禁）	26,400 以内
不動産鑑定費用等		実費
除雪費	特別基準	34,000 以内

生業扶助				
生業費				47,000 以内
			特別基準	78,000 以内
技能修得費	技能修得費（高校除く）			92,000 以内
			特別基準	154,000 以内
			※４	246,000 以内
			市長承認	380,000 以内
	高等学校等就学費※５		基本額	7,300
			学級費	2,170 以内
			入学準備金	118,200 以内
			授業料	9,900（上限）
			学習支援費（特別基準）	年101,000 以内
				年131,300 以内
			災害時等再	36,500 以内
			入学金	全日制　5,650
				定時制　2,100
			入学考査料	30,000 以内
			交通費、教材費→実費支給	
就職支度費				35,000 以内

※４　自立支援プログラムに基づく場合で、１年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合

※５　高等専門学校の４、５学年に該当する場合は、年額457,200円の範囲内で認定

住宅扶助	人員	月額	特別基準
	１人	36,000 以内	46,000 以内
	２人	43,000 以内	50,000 以内
	３人	46,000 以内	54,000 以内
	４人	46,000 以内	58,000 以内
	５人	46,000 以内	61,000 以内
	６人	50,000 以内	61,000 以内
	７人以上	56,000 以内	65,000 以内
	床面積による基準額（１人世帯のみ）		
	11～15㎡	7～10㎡	６㎡以下
	32,000 以内	29,000 以内	25,000 以内
	住宅維持費		136,000以内
		特別基準	204,000以内

教育扶助		小学校	中学校
	基準月額学用品費	3,400	5,300
	学級費等	1,170以内	1,250以内
	学習支援費	年16,400以内	年59,800以内
	（特別基準）	年21,320以内	年77,740以内
	災害時等再支給	15,200以内	23,600以内
	給食費、準教科書・辞書・楽器・スキー等教材代→実費支給（スキー代については別途通知）		

出産扶助		
	基準額	336,000 以内
	特別基準	388,000 以内
	衛生材料費	6,300 以内

葬祭扶助			
	基準	大　人	222,000　以内
		小人(12歳未満)	177,600　以内
	火葬料（市内金額）	大　人	15,400　以内
		小人(12歳未満)	12,500　以内
	運搬料※６	9,240 以内	

※６　自動車の料金その他死体の運搬に要する費用が19,220円を超えるとき。

新規就労控除	12,900
20歳未満控除	11,900

障害者支援施設・福祉型障害児入所施設入所者の基準生活費	
基準	入院患者日用品費の額+食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額

※　医療型障害児入所施設については、入院患者として取扱う。

生活保護法による保護の基準の改定に係る経過的加算

（単位：円）

	年齢	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人世帯	７人世帯	８人世帯	９人世帯	１０人世帯
生活扶助本体に係る経過的加算※１	0～2歳	0	0	0	0	340	0	0	0	0	0
	3～5歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12～17歳	0	0	0	0	1,220	750	1,960	3,260	4,140	4,070
	18～19歳	0	0	0	1,050	2,560	2,070	3,210	4,440	5,270	5,210
	20～40歳	0	0	0	0	1,180	680	1,820	3,050	3,890	3,820
	41～59歳	0	0	0	0	0	0	210	1,450	2,280	2,220
	60～64歳	0	0	0	0	0	0	0	0	690	620
	65～69歳	0	0	0	0	0	0	0	90	920	850
	70～74歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	75歳～	0	0	0	0	0	0	0	710	1,400	1,340

※１　世帯人員ごとに定めた経過的加算額の中から、当該世帯員の年齢区分に対応する加算額を世帯員１人当たりにつき加算する。

児童に係る経過的加算※２	4,330

※２　４人以上の世帯に属する３歳未満の子、３人以下の世帯に属し、居宅以外の基準生活費が算定されている３歳未満の子、又は、第３子以降の「３歳から小学生修了前」の子がいる世帯を対象とし、当該子１人当たりにつき加算する。

		母子加算の対象となる者の年齢	加算額
母子世帯に係る経過的加算①※３	３人世帯以上	０～１４歳	3,330
		１５～１７歳	0
		１８歳～２０歳未満	3,330

※３　３人以上の世帯であって、１８歳に達する日以後最初の３月３１日までの間にある者又は２０歳未満の障害者加算対象者が１人のみいる世帯の加算額。

	母子加算の対象となる者が入院・入所（※５）中である場合の人数	加算額
母子世帯に係る経過的加算②※４	１人	3,330
	２人	280

※４　養育に当たる者が在宅者の世帯のうち、１８歳に達する日以後最初の３月３１日までの間にある者又は２０歳未満の障害者加算対象者が２人以下であって、当該児童がすべて入院・入所中である場合の加算額。

	年齢	加算額
病院給食の実費を認める期間中の居宅基準生活費に係る経過的加算（月額）※６ ※この期間中の特例加算は月額１，０００円を計上	0～2歳	860
	3～5歳	2,020
	6～11歳	3,210
	12～17歳	4,230
	18～19歳	4,910
	20～40歳	4,420
	41～59歳	4,180
	60～64歳	3,530
	65～69歳	5,540
	70～74歳	2,890
	75歳～	4,540

※６　入院患者に付添う出身世帯の世帯員が病院又は診療所において生活する場合であって、病院の管理運営方針等により病院給食又は寝具の貸与を受けなければならない事情があると認められる場合、第一類基準額×0.25へ加算する額。

	年齢	加算額
入院患者日用品費が算定される入院患者が病院又は診療所において給食を受けない場合の基準生活費に係る経過的加算（月額）	0～2歳	0
	3～5歳	0
	6～11歳	0
	12～17歳	0
	18～19歳	0
	20～40歳	0
	41～59歳	0
	60～64歳	0
	65～69歳	0
	70～74歳	0
	75歳～	0